

<月次報告様式>

別表第3 令和8年度 公文書開示（6月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課 等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 5. 15	R8. 6. 1	○（世田谷区○－○－○）に係る以下の公文書 1 電気設備設置（変更）届出書（平成元年9月18日 玉川消防署予防課第67号）の鑑及び平面図 2 電気設備設置（変更）届出書（平成20年12月10日 玉川消防署奥沢出張所第20－2号）の鑑及び平面図	5		●					●		●						(7条2号) この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条4号) この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部予防課
2	R8. 5. 18	R8. 6. 1	○（荒川区○－○－○）に係る新築時（建築時）の防火対象物使用開始届出書及び消防用設備等設置届出書並びにこれらに関する検査結果通知書	0				●											当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

10	R8. 5. 22	R8. 6. 2	本田消防署本田第1救急の救急出場（令和8年2月〇日午前〇時〇分覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票（活動情報）、様式第35号の2小隊活動記録票（関係者情報）	2		●					●										（7条2号） この情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁 救急部救急 管理課
11	R8. 5. 20	R8. 6. 2	○（渋谷区〇ー〇ー〇）に係る以下の公文書 ① 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和8年1月22日7渋谷（報）第414号）（3枚） ア 別記様式第1 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 イ 別記様式第2 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表	3	●																東京消防庁 予防部査察 課	
12	R8. 5. 20	R8. 6. 2	○（台東区〇ー〇ー〇）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書及び防火対象物点検結果報告書	0				●													当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない	東京消防庁 予防部査察 課

[illegible]

15	R8. 5. 19	R8. 6. 2	1 ○（足立区〇―〇―〇）に係る以下の公文書 (1) 消防用設備等設置届出書（平成3年8月12日 足立消防署 予防課第599号） (2) 消防用設備等設置届出書（平成3年8月12日 足立消防署 予防課第604号） (3) 消防用設備等設置届出書（平成3年8月12日 足立消防署 予防課第600号） 2 ○（足立区〇―〇―〇）に係る以下の公文書 (1) 消防用設備等設置届出書（平成10年3月16日 足立消防 署予防課第126号） (2) 消防用設備等設置届出書（平成10年3月26日 足立消防 署予防課第152号） (3) 消防用設備等設置届出書（平成10年3月16日 足立消防 署予防課第127号）	67		●						●		●							（7条2号） この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号） この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部予防課
16	R8. 5. 22	R8. 6. 2	○（豊島区〇―〇―〇）に係る以下の公文書 1 消防用設備等着工届出書（昭和41年12月10日 豊島消防署第31号）の系統図、地階平面図及び1階平面図 2 消防用設備等着工届出書（平成13年12月3日 豊島消防署第259号）の系統図、地階平面図及び1階平面図	21		●																東京消防庁 予防部予防課
17	R8. 5. 21	R8. 6. 2	○（豊島区〇―〇―〇）に係る以下公文書 1 防火対象使用届出書の鑑及び検査結果書 2 消防用設備等設置届出書（消火器）の鑑及び検査結果書 3 消防用設備等設置届出書（誘導灯）の鑑及び検査結果書 4 消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）の鑑及び検査結果書 5 消防用設備等設置届出書（電気設備）の鑑及び検査結果書	0					●												当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

34	R8. 5. 28	R8. 6. 4	○（中央区〇―〇―〇）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（令和８年５月２１日 京橋消防署予防課第１７８号）の鑑 2 防火対象物工事等計画届出書（令和８年５月２１日 京橋消防署予防課第１３６号）の鑑	2		●					●										（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	東京消防庁 予防部予防課
35	R8. 5. 29	R8. 6. 4	○（台東区〇―〇―〇）に係る平面図	0				●													東京消防庁 予防部予防課	
36	R8. 5. 26	R8. 6. 4	○（豊島区〇―〇―〇）の１階牛道に係る防火対象物使用開始届出書	0				●													東京消防庁 予防部予防課	
37	R8. 5. 22	R8. 6. 4	○（町田市〇―〇―〇）に係る以下の公文書 1 消防用設備等着工届出書（昭和４９年１０月２５日 町田消防署予防課第１７２号） 2 防火対象物使用（変更）届出書その２（消防用設備等）（昭和４９年１０月２５日 町田消防署予防課第１７２号）	22		●					●		●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （７条４号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁 予防部予防課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

52	R8.5.27	R8.6.9	○（中野区〇―〇―〇）に係る以下の公文書 1 ○に係る以下の公文書 (1) 全体についての消防計画作成（変更）届出書（令和元年8月7日31中予（防）第24号） (2) 消防計画作成（変更）届出書（平成25年10月2日25中予（防）第648号） 2 ○に係る消防計画作成（変更）届出書（平成26年8月5日26中予（防）第433号） 3 ○に係る消防計画作成（変更）届出書（平成27年1月13日26中予（防）第851号） 4 ○に係る消防計画作成（変更）届出書（平成29年6月12日29中予（防）第230号）	5	●															東京消防庁 予防部防火 管理課
53	R8.5.27	R8.6.9	○（港区〇―〇―〇）に係る消防計画作成（変更）届出書一式 （平成4年8月14日芝消防署予防課第885号）	3	●															東京消防庁 予防部防火 管理課
54	R8.5.27	R8.6.9	○（港区〇―〇―〇）に係る消防計画作成（変更）届出書一式 （平成5年8月5日芝消防署予防課第1119号）	4	●								●						（7条3号） 電話番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため	東京消防庁 予防部防火 管理課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

82	R8. 4. 23	R8. 6. 17	西東京消防署保谷救急の救急出場（令和7年12月〇日午前〇時〇分覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票、様式第36号傷病者記録票（基本情報）、様式第36号の2傷病者記録票（観察・救急処置）、様式第36号の3傷病者記録票（医療機関選定）	7	●						●								（7条2号） この情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁 救急部救急管理課
83	R8. 6. 5	R8. 6. 17	令和8年度の東京消防庁における緊急消防援助隊に登録されている部隊の「車両番号又は機体名」及び「登録小隊等種別」のわかる一覧	6	●															東京消防庁 警防部警防課
84	R8. 6. 8	R8. 6. 17	○（新宿区○ー○ー○）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	0				●											当該公文書は、令和7年3月7日に受理した保存期間1年の公文書であるため、令和8年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁 予防部査察課

[illegible]

87	R8. 4. 22	R8. 6. 18	火災調査書類（令和８年３月２４日七八予第５７３号）のうち、火災調査書	2		●						●							（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁 予防部調査課
88	R8. 6. 9	R8. 6. 19	○（中央区〇—〇—〇）に係る工事整備対象設備等着工届出書（平成２６年９月１２日 京橋消防署予防課第５０４号）	26		●						●		●					（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （７条４号） また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁 予防部予防課
89	R8. 6. 9	R8. 6. 19	○（世田谷区〇—〇—〇）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和７年６月２日七世予（報）第６０４号）（１５枚）	15		●						●							（７条２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （７条３号） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため	東京消防庁 予防部査察課

[illegible]

94	R8. 6. 8	R8. 6. 19	○（足立区○ー○ー○）に係る消防用設備等着工届出書（昭和62年12月26日 足立消防署予防課第1046号）	6	●														（7条4号） 当該公文書の一部は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部予防課
95	R8. 6. 2	R8. 6. 19	○を同時災害リストとして評価した消防活動計画、危険物対応計画、震災時応援計画は存在するか。	0															（6条第1項第2号） 公文書を特定するために必要な事項が記載されていないことから、○日付けの書面等により、開示請求に係る「公文書の件名又は内容の補正」を求めたが、補正に応じないため	東京消防庁 総務部総務課
96	R8. 6. 8	R8. 6. 22	以下所在地における消防法に基づく届出書類一式（別紙参照）。 所在地：板橋区○ー○ー○ 事業所名：○	0			●												当該公文書は、実施機関では取得しておらず、又は、既に文書保存期間が経過し廃棄されているため、存在しない	東京消防庁 予防部危険物課

97	R8. 5. 20	R8. 6. 22	○(日野市○ー○ー○)に係る以下の公文書 (1) 立入検査結果通知書(令和5年9月26日交付)(2枚) (2) 改修(計画)報告書(令和5年9月29日5日野予(改)第117号)(1枚) (3) 検査・査察業務等経過表(3枚)	6		●														(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁 予防部査察課
98	R8. 5. 19	R8. 6. 22	○(港区○ー○ー○)に係る、消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和5年10月6日5麻予(報)第830号)	24	●																東京消防庁 予防部査察課
99	R8. 5. 19	R8. 6. 22	○(港区○ー○ー○)に係る、消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	0				●												令和5年10月6日に受理した保存期間1年の公文書であるため、令和7年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁 予防部査察課

100	R8. 5. 19	R8. 6. 22	(1) ○(港区〇―〇―〇)に係る、消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和5年10月6日5麻予(報)第827号)(100枚) (2) ○(港区〇―〇―〇)に係る、消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和5年10月6日5麻予(報)第829号)(70枚)	170		●										●																(7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるものであるため	東京消防庁 予防部査察課
101	R8. 5. 18	R8. 6. 22	○(港区〇―〇―〇)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(令和5年12月18日5麻予(防)第1631号、5麻予(災)第534号) ○(港区〇―〇―〇)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(令和5年12月18日5麻予(防)第1632号) ○(港区〇―〇―〇)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(令和5年12月18日5麻予(防)第1633号)	21		●																											東京消防庁 予防部防火管理課
102	R8. 5. 18	R8. 6. 22	1 ○(港区〇―〇―〇)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(令和2年3月23日31麻予(防)第1770号) 2 ○(港区〇―〇―〇)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(令和2年3月23日31麻予(防)第1771号) 3 ○(港区〇―〇―〇)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(令和2年3月23日31麻予(防)第1772号)	138		●										●																(7条3号) 電話番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため	東京消防庁 予防部防火管理課

103	R8. 4. 27	R8. 6. 22	○（板橋区〇—〇—〇）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和４９年１月３０日 志村消防署予防課受付文書）	16		●						●	●							(7条2号) この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条4号) この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部予防課
104	R8. 4. 27	R8. 6. 22	○（板橋区〇—〇—〇）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和４９年１月３０日 志村消防署予防課受付文書）	0				●												○（板橋区〇—〇—〇）に係る消防設備等設置届出書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課
105	R8. 6. 5	R8. 6. 22	○（千代田区〇—〇）に係る以下の公文書 １ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和６年４月１１日 神田消防署予防課第７２号） ２ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和６年４月１１日 神田消防署予防課第７３号） ３ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和６年４月２６日 神田消防署予防課第１７２号） ４ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和６年５月８日 神田消防署予防課第２０４号）	44		●						●								(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	東京消防庁 予防部予防課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

115	R8. 5. 21	R8. 6. 25	多摩消防署多摩センター第２救急隊の救急出場（令和〇年〇月〇日午後〇時〇分覚知）に関する様式第３５号小隊活動記録票	1		●						●						(7条2号) この情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁 救急部救急管理課
116	R8. 5. 26	R8. 6. 25	(1) ○(板橋区○ー○ー○)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年6月24日7志予(報)第797号) (2) ○(板橋区○ー○ー○)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和7年12月9日7志予(報)第1940号)	25		●						●						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	東京消防庁 予防部査察課
117	R8. 6. 13	R8. 6. 25	○(墨田区○ー○ー○)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(平成16年8月24日16所予(防)第591号)	6		●							●	●				(7条3号)電話番号及びFAX番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため (7条4号)住戸部分を公にすることで、住居内部への侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため (7条4号)住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁 予防部防火管理課

118	R8. 5. 26	R8. 6. 25	○（板橋区〇―〇―〇）に係る以下の公文書 1 検査結果書（その1）（昭和57年6月18日 志村消防署第92号） 2 防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和57年6月18日 志村消防署予防課第92号）の鑑 3 消防用設備等検査済証（昭和57年6月21日第509号、昭和57年6月28日第533号） 4 消防用設備等設置届出書（昭和57年6月30日 志村消防署予防課第547号）の鑑 5 消防用設備等設置届出書（昭和57年6月28日 志村消防署予防課第533号）の鑑 6 消防用設備等設置届出書（昭和57年6月21日 志村消防署予防課第509号）の鑑 7 検査結果書（平成13年7月25日 志村消防署（使）第73号） 8 防火対象物使用（変更）届出書その1（平成13年7月25日 志村消防署予防課第73号）の鑑 9 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和7年6月24日7志予（報）第797号） 10 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和7年12月9日7志予（報）第1940号）	33	●						●		●								（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7条4号） この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁 予防部予防課
119	R8. 6. 9	R8. 6. 25	○（文京区〇―〇―〇）防火対象物使用（変更）届出書その1（平成2年11月1日 小石川消防署予防課第1012号）の鑑並びに平面図、立面図及び断面図	9	●							●		●							（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7条4号） この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁 予防部予防課

120	R8.6.10	R8.6.25	○（文京区〇—〇—〇）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成３年３月２１日 小石川消防署予防課第３４６号）の鑑並びに平面図、立面図及び断面図	19		●						●		●							(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁 予防部予防課
121	R8.6.10	R8.6.25	○（文京区〇—〇—〇）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成３年３月２１日 小石川消防署予防課第３４７号）の鑑並びに平面図、立面図及び断面図	19		●						●		●							(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁 予防部予防課
122	R8.6.15	R8.6.26	○（台東区〇—〇—〇）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和８年４月１３日８堤予(報)第５５号)	10		●						●									(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁 予防部査察課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

133	R8. 6. 22	R8. 6. 29	東京消防庁秋川消防署檜原出張所庁舎ほか 1 か所敷地測量の金入り内訳書	4	●															東京消防庁 総務部施設課
134	R8. 6. 23	R8. 6. 29	東京消防庁白山家族待機宿舍敷地地質調査の金入り内訳書	7	●															東京消防庁 総務部施設課
135	R8. 6. 19	R8. 6. 29	○（港区〇ー〇ー〇）に係る以下の公文書 1 防火管理者選任（解任）届出の受付の有無が分かる総合予防情報システムの記録 2 消防計画作成（変更）届出書一式（令和 3 年 5 月 1 7 日 3 芝予（防）第 8 7 7 号）	24	●															東京消防庁 予防部防火管理課
136	R8. 6. 15	R8. 6. 29	○（立川市〇ー〇ー〇）に係る防火対象物使用開始届出書（令和 4 年 1 0 月 7 日 立川消防署予防課第 2 2 5 号）の鑑、平面図及び天伏図並びにその検査結果通知書	4	●						●	●							（7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7 条 4 号） この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁 予防部予防課

137	R8. 4. 30	R8. 6. 30	火災調査書類（令和８年１月２８日７郷根第１３８号）のうち、火災調査書	2		●												（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁 予防部調査課
138	R8. 6. 12	R8. 6. 30	武蔵野市〇に係る少量危険物の貯蔵・取扱届出書（昭和４１年１月９日第４１号武蔵野消防署予防課受付）	4		●												（７条の２） 個人に関する情報で特定の個人を識別することが出来るものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、所得又は財産の状況に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	東京消防庁 予防部危険物課

139	R8. 6. 17	R8. 6. 30	芝消防署芝救急の救急出場（令和7年8月〇日午後〇時〇分覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票、四谷消防署四谷救急の救急出場（令和7年8月〇日午後〇時〇分覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票	2	●						●							（7条2号） この情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁 救急部救急 管理課
140	R8. 6. 17	R8. 6. 30	日本橋消防署浜町救急の救急出場（令和8年4月〇日午前〇時〇分覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票（活動情報）、様式第35号の2小隊活動記録票（関係者情報）	2	●						●							（7条2号） この情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁 救急部救急 管理課

141	R8. 6. 18	R8. 6. 30	神田消防署神田救急の救急出場（令和 8 年 6 月〇日午前〇時〇分覚知）に関する様式第 3 5 号小隊活動記録票（活動情報）、様式第 3 5 号の 2 小隊活動記録票（関係者情報）、様式第 3 6 号傷病者記録票（基本情報）、様式第 3 6 号の 2 傷病者記録票（観察処置情報）、様式第 3 6 号の 3 傷病者記録票（病院選定情報）及び様式第 3 6 号の 4 傷病者記録票（指示助言等情報）	7		●					●									（7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁 救急部救急 管理課
142	R8. 6. 15	R8. 6. 30	〇（豊島区〇ー〇ー〇）に係る防火対象物使用開始届出書の鑑並びに平面図、立面図及び断面図	0				●												当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防 課
143	R8. 6. 15	R8. 6. 30	〇（大田区〇ー〇ー〇）に係る防火対象物使用（変更）届出書その 1（昭和 5 3 年 7 月 1 5 日 矢口消防署予防課第 2 8 号）の鑑及び平面図	7		●					●		●							（7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7 条 4 号） この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁 予防部予防 課

144	R8. 6. 15	R8. 6. 30	○（大田区○ー○ー○）に係る竣工時の防火対象物使用開始届出書の立面図及び断面図	0				●												当該公文書は届出の事実がなく実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課
145	R8. 6. 23	R8. 6. 30	○（品川区○ー○ー○）に係る防火対象物使用開始届出書（令和8年5月29日 品川消防署予防課第187号）	5		●					●									（7条2号） 当該公文書の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	東京消防庁 予防部予防課
146	R8. 6. 22	R8. 6. 30	○（中央区○ー○ー○）に係る防火対象物使用開始届出書（令和7年5月16日 京橋消防署予防課第164号）の鑑	1		●					●									（7条2号） 当該公文書の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	東京消防庁 予防部予防課